

やまがた

1月号

No.496

発行/長野県山形村 編集/総務課



(1月6日 役場前にて)

1月6日に山形村消防出初式が開催され、観閲式と式典が行なわれました。観閲式では、ラッパ隊の吹奏の中、消防団員と消防団車両の勇壮な分列行進が披露されました。式典では、功績のあった団員や退団者等に対し表彰が行なわれました。



広報やまがたは

村のホームページでも見ることができます。

<http://www.vill.yamagata.nagano.jp/>

山形村ホームページ

村のうごき (1月1日現在総人口)

人口=8,771人 (前月比-6)
 男 =4,333人 (前月比-2)
 女 =4,438人 (前月比-4)
 世帯数=3,078世帯(前月比-2)

- 本庄村長 新年のごあいさつ ……2
- 児童手当について ……3
- 所得税・村県民税の申告相談 ……4
- 障害者手帳をお持ちのみなさんへ ……6

☎0263(98)3111

新春ごあいさつ



山形村長
本庄利昭



新年明けましておめでとうございます。皆さまには、輝かしい希望に満ちた新年を健やかに迎えにいられたことと、お喜びを申し上げます。

昨年は、地震や豪雨災害など、全国で自然災害が相次いで発生した年でありました。山形村でも梅雨明けが早く、また猛暑の夏でありましたので、農作物などへの影響のあった年でありました。

昨年3月には、村議会議員の選挙が行われ、新しい村議会が組織されました。全国的に町村議会議員のなり手不足などが話題となった年でもありました。山形村議会では、日曜議会を開催するなど、議会改革に向けた取り組みを行っており、有権者の立場からも敬意を表したいと思っております。

昨年は、子育て支援策として、病後児保育と産後ケア事業をスタートしました。

連絡班の加入率が低下する中で、地域のコミュニティに関する検討委員会の意向に沿って、各区で負担（一部村費補助）しておりました防犯灯の電気料は、全額村費に改正いたしました。

また、地域おこし協力隊が3名体制となり、村の情報発信や観光振興などの分野での活動が始まっております。村民の皆さまには、協力隊員にそれぞれご指導いただき、また隊員を育てていただきますようお願いいたします。

本年は、5月には新しい年号に変わり、10月には、消費税が10%に改正されます。平成の次の時

代の幕開けであり、未来へ向かって確かなスタートを切る重要な年であります。

国の新年度の当初予算案は、過去最高の100兆円を超える大型の予算になる見込みであります。少子高齢化社会で、年々増加する社会保障費の医療・介護・年金に加え、新たに10月から幼児教育・保育の無償化も予定されております。

全世代型社会保障改革が、どのように村の財政に影響を与えるか注視しなければいけないと思っております。

市町村の活力を示す一つの物差しが、人口だと思っております。山形村の人口は、平成25年をピークに減少傾向に変わっております。今年1月1日の人口は、8,771人で昨年同期と比べ29人減でありました。

この4月には、県議会議員の選挙が予定されています。人口減少により、一票の格差が拡大したことから、東筑摩郡区は、今回松本市選挙区と合区され、松本市・東筑摩郡選挙区となります。郡部から中核都市へ人口が流出していることの一つの現象であります。

これから急速に進む少子高齢化・人口減少の社会へ向け、どのような施策が必要なのか？真剣に考えなければならぬ重要課題であります。

新年度は、老朽化が進むふると伝承館・スカイランドきよみずなどの公共施設の維持管理・廃止統合を含め将来に向けて、総合的に検討を進めたいと思っております。

新しい時代に対応する新しい事業も必要になってまいりますので、何を削り、何を残すか、柔軟な発想で行政運営に当たり、住んで良かったと思える村民力の高い村づくりを進めてまいります。本年もよろしくお願いたします。

功労者表彰

1月8日、農業者トレーニングセンターで平成30年度山形村功労者表彰が行なわれました。

◆中村 弘さん「地方自治功労」

村議会議員、上大池区長を歴任されたほか、消防団幹部を多年にわたり務められるなど、村政の発展に広く尽力されました。

◆上條 光明さん「地方自治功労」

村議会議員、中大池区長、総合計画審議会委員などを歴任され、地方自治の発展に多大な功績を残されました。

◆川上 ひろ子さん「社会教育功労」・「社会福祉功労」

社会教育委員、公民館報編集委員、民生児童委員協議会委員を長きにわたって務められ、社会教育並びに社会福祉の分野で、村の発展に尽くされました。



受賞者の皆さん
左から川上さん、上條さん、中村さん

人権擁護委員に 上條智子さん

下竹田区の上條智子さんが平成31年1月1日付けで法務大臣より山形地区の人権擁護委員に委嘱されました。



児童手当についてのお知らせ

2月の支給について

平成30年10月～平成31年1月分の児童手当が、2月8日(金)にご指定の口座に振り込まれます。口座をお確かめください。

区 分	月 額	
0～3歳未満	15,000円	
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	
所得制限を超えた受給者	5,000円	

支給時期

原則として毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

養育する児童の人数が変更になったとき、児童を養育しなくなったとき、住所を変更したとき等は、手続きをお願いします。手続きが遅れると手当を受取れない場合がありますのでご注意ください。

お問い合わせ 住民課 ☎98-3112

長野県議会議員一般選挙 期日前投票立会人・臨時職員募集

4月に行なわれる長野県議会議員一般選挙で、お手伝いいただける方を募集します。春休み中の高校生の皆さん、政治・選挙に興味のある方、選挙事務をしてみませんか。今回の選挙は、松本市選挙区・東筑摩郡選挙区が合区になっての選挙です。

採用期間：3月30日(土)～4月6日(土)

勤務時間：午前8時30分～午後8時

勤務場所：山形村役場 1階ホール

職 種	業 務 内 容	賃金等	募集人員
期日前投票立会人	・投票所の立会い ・選挙が適正に執行されるかの確認	日額 9,500円	立会人、臨時職員 含め若干名
臨時職員	投票用紙の交付等事務	時給 840円	

選挙に関する専門的な知識は必要ありません。

履歴書を事務局（役場1番窓口）へ提出して申し込みをしてください。（申込締切：3月8日(金)）

お問い合わせ 村選挙管理委員会 ☎98-3111

指定管理者を募集します

2020年3月31日で指定管理期間満了に伴い、スカイランドきよみずの管理、運営を行なう指定管理者を募集します。募集要項、申請書等は村ホームページをご覧ください。

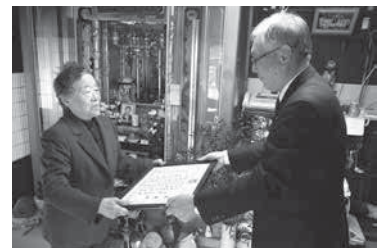
施設名 スカイランドきよみず
所在地 山形村清水高原7598番地97
指定期間 2020年4月1日～2025年3月31日（5年間）
受付期間 2月1日(金)～3月1日(金)
現場説明会 2月15日(金) 午後1時
山形村役場に集合後、現場へ移動

お問い合わせ・申し込み 総務課 ☎98-3111

寄附金をいただきました

このほど中村ふた子さん（豆沢南）から寄附金をいただき、感謝状を贈呈しました。亡くなられた覚さん（夫）が苗木の仕事をしていた時に村の皆さんに大変お世話になったのでお返しをしたいと話していたことを思い出し、村に寄附しようと思ったそうです。

いただいた寄附金は保健福祉センターいちいの里の教養娯楽室の椅子90脚、机30台を購入する資金等に充てる計画です。



地域おこし
協力隊通信
No.13

山形村の誇れる農業を観光資源に

地域おこし協力隊 穴澤 雅美

塩尻市に住んだことがあり、その頃から山形村の景色や農産物の美味しさに感動していました。山を背に整然と並んだ畑の景色。春の芽吹きや開花。夏の様々な緑色。秋の赤いりんご、長いもやブルーベリーの紅葉。冬の霜の降りた銀色の畑。この景色は私にとって特別なものでした。そして何を食べてもその美味しさに感動。甘い、香りがいい、歯ごたえがいい等、どれも一味違います。多くの方にも私と同じように感動してもらいたいと考えています。

農業が盛んであり、美味しく質の良い農産物の採れる山形村。その農業に付随する景色、誇れる農産物や農作業体験は立派な観光資源になると感じています。食べることはもちろん、調理すること、収穫すること、種を撒くこと、全ての体験が非日常の特別なことと感じる人はたくさんいます。そして新しい体験に感動や発見を得てもらいたいです。

では、それをどうやって提供していくのか。まず、自分で野菜を育ててみようと思っています。また、周りの方の知恵をお借りしたいと考えています。

それにまだまだ村のことは知らないことばかりです。たくさんの方のお話を聞いて、色々なことを見て体験して、まずは自分の感動体験を増やし、観光に繋げていきたいと思っています。

所得税の確定申告・村県民税の申告相談のお知らせ

期間：2月18日(月)～3月14日(木) 会場：役場 2階会議室

山形村で平成30年分所得税の確定申告（以下「確定申告」）・平成31年度村県民税（以下「住民税」）の申告ができる方は、平成31年1月1日現在で、山形村にお住まいの方です。

村では、下記の日程のとおり相談窓口を開設します。大変混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。また、早めの申告をおすすめします。

注)「青色申告」・「繰越損失」・「政党等寄附金特別控除」など所得税特有の申告や控除に係るもの、株式や不動産等の譲渡所得のある方、住宅取得控除1年目の申告のある方は、税務署で申告してください。

○確定申告が必要な場合

- ・個人で事業（営業・農業・不動産等）を行っており、所得税を納める場合
- ・給与で年収が2,000万円を超えている場合
- ・給与の他に副収入（副収入の合計所得20万円超え）があった場合
- ・2か所以上から給与を受け取っていて、年末調整されなかった給与の収入金額と各種所得金額（給与・退職所得を除く）の合計が20万円を超えている場合
- ・同族会社の役員や親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、資産の賃貸料などを受け取っている場合
- ・災害減免法によって源泉徴収の猶予や還付を受けた場合



○住民税について

住民税は、確定申告や住民税の申告、勤務先または年金保険者から役場に提出される支払報告書等に基づき課税されます。

確定申告や住民税の申告をしない場合、支払報告書等の提出がない場合には、収入（所得）等の把握ができないため適正な課税ができません。

また、所得・課税・非課税などの証明書を発行することもできなくなります。

国民健康保険税や介護保険、後期高齢者医療保険の保険税（料）の算定にも、収入（所得）等の把握が必要となります。申告がない場合は、正しい保険税（料）の計算ができず、保険税（料）が高額になる場合があります。

住民税の申告が必要な場合

- ※下記に該当しても確定申告が必要な場合もあります。
- ・平成30年中に収入（所得）がなかったが、所得・課税・非課税等の諸証明が必要な場合
- ・平成30年中に収入（所得）がなかったが、国民健康保険に加入している場合
- ・年金収入400万円以下で確定申告が不要になったが、年金の源泉徴収票に記載のある所得控除（配偶者控除等）以外の住民税の所得控除を受けたい場合
- ・勤務先（パート、アルバイト含む）から山形村役場へ給与支払報告書が提出されていない場合（提出が不明な方は勤務先または役場へご確認ください。）
- ・給与以外に所得があった場合（給与以外の所得が20万円以下で確定申告不要な場合）
- ・確定申告不要な場合でも、営業・農業・不動産・配当・年金・その他雑・一時などの所得がある場合
- ・在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで給与の支払いを受けるときに源泉徴収されていない場合

住民税の申告が必要ない場合

- ・確定申告をされる場合（税務署から村へ確定申告書の情報が送られてくるため、改めて住民税の申告は不要です。）
- ・収入が給与所得（1ヶ所）のみで、勤務先で年末調整が済んでいる場合
- ・収入が公的年金（遺族年金、障害年金等の非課税年金を除く）のみで、年金の源泉徴収票に記載された所得控除以外に所得控除を受けない場合
- ・非課税収入（遺族年金、障害年金、失業給付金など）のみの場合
ただし、所得証明書などの諸証明が必要な場合や国民年金保険料の申請免除を受ける場合、国民健康保険税の軽減措置を受ける場合などは住民税の申告が必要です。

申告納税相談の日程

2月	18	月	小坂	3月	1	金	小坂
	19	火			【休業日】		
	20	水	下大池		3	日	日曜申告相談
	21	木	上竹田		4	月	小坂
	22	金			下大池		
	23	土	【休業日】		6	水	上竹田
	24	日	【休業日】		7	木	
	25	月	下竹田		8	金	下竹田
	26	火			9	土	【休業日】
	27	水	上大池		10	日	【休業日】
	28	木	中大池		11	月	下竹田
			夜間申告相談		12	火	上大池
					13	水	中大池
					14	木	添付書類不備など再提出の方

○平日
午前 午前9時～正午
(受付は午前11時30分まで)
午後 午後1時～5時
(受付は午後4時まで)

○夜間申告
2月28日(木) 午後5時15分～8時
(受付は午後7時まで)

○日曜申告
3月3日(日) 時間は平日と同じ

※状況により受付時間を変更する場合がございますのでご了承ください。
※あらかじめ地区ごと日程を決めましたが、ご都合に合わせてお越しください。
※庁舎西側入口をご利用ください。エレベーターをご利用の方は正面玄関よりお願いします。

申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 収入（所得）を証明する書類
・給与・公的年金等の源泉徴収票
・農業、営業、不動産等の収支内訳書※
収支内訳書は必ず作成してお持ちください。
申告相談会場での作成の対応はできません。
・一時所得等の支払証明書など
- ③ 各種控除を受けるのに必要な書類
・社会保険料（各種年金、その他健康保険等）の掛金支払証明書
・生命保険料、地震保険料の控除証明書
・医療費の明細書など
（事前に合計額などを計算しておきましょう。）
- ④ 申告者本人名義の金融機関の通帳
- ⑤ 申告書（税務署から送付された方）
- ⑥ その他申告に必要な書類

マイナンバーの記載が必要です！

マイナンバーカード
(個人番号カード)
※取得済みの方

または

○番号確認書類

「通知カード」または「マイナンバー記載の住民票」
+

○本人確認書類

運転免許証、身体障害者手帳、在留カードなど
※公的医療保険の被保険者証、年金手帳など顔写真のない証明は2種類必要です。

※申告予定の方は、事前の準備をお願いします。

※今年から、収支内訳書は国税庁ホームページからダウンロードするか、
役場税務課へお申し出ください。

税務署からのお知らせ

医療費控除を適用される方へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。なお、税務署から記載内容の確認を求めますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

公的年金等を受給されている方へ ～確定申告不要制度のお知らせ～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。（所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。）

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

所得税の確定申告は e-TAX（電子申告）が便利です

- ① 税務署等に出向かず、ご自宅のパソコンから手軽に確定申告ができます。
- ② 自動計算機能が付いていて、しかも期間中は24時間受付。
- ③ 源泉徴収票等の添付書類の提出を省略できます。
- ④ 還付申告は、書面申告と比べて処理が早く還付がスピーディー。

おうちで作成 ネットで申告 

詳しくは

<http://www/e-tax.nta.go.jp>をご覧ください。

松本税務署の申告相談について

◆会 場 松本税務署 庁舎3階

◆時 間 午前8時30分～午後4時

（提出は午後5時まで）

相談開始 午前9時

（土・日曜日、祝日は閉庁日です）

◆電話相談

松本税務署に電話をかけると、自動音声案内が流れますので、ご利用に応じて次の番号を押してください。

・番号「0」：確定申告に関する質問及び相談

・番号「1」：税金に関する質問及び相談

・番号「2」：税務署からの照会等

※還付申告の方は、2月18日(月)以前でも申告書を提出することができます。

お問い合わせ

所得税について
村県民税について

松本税務署 ☎32-2790
山形村役場税務課 ☎98-5663

～障害者手帳をお持ちのみなさんへお知らせ～

住所や氏名などが変わったときは、
『居住地等変更届』を提出してください。

障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方は、転居などをした際、法令により『居住地等変更届』の届出が必要です。障害者手帳に書かれた情報（住所、氏名など）が変わった場合または、すでに変わっている場合には、必ず保健福祉課に『居住地等変更届』を届け出てくださいませようお願いします。

【ご注意ください】

記載事項を正しい情報に変更していない場合、障害者手帳を所持していることが要件の様々な制度利用や優遇措置に支障をきたす場合があります。

お問い合わせ 保健福祉課（保健福祉センターいちいの里内） ☎97-2100

山形村国民健康保険から医療費情報をお知らせします

●国保から医療機関等へ支払った金額（11月診療分）

49,608,560円（前年同月額：49,121,585円）

※この金額は療養給付費・療養費・高額療養費・精神給付の合計です。

～こんなときは必ず届け出を～

こんなとき		届け出に必要なもの	
国保に加入	職場の健康保険をやめたとき	マイナンバー (個人番号) 通知カード ※各手続きにおいて マイナンバーの記載 が必要になります。	離職証明書（退職証明書）・印鑑
	職場の健康保険の扶養資格がなくなったとき		扶養資格喪失証明書・印鑑
国保を喪失	職場の健康保険に加入したとき		保険証（新・旧両方必要です） 印鑑
	職場の健康保険の扶養になったとき		在学証明書・印鑑
その他	就学のため村から転出する場合 (山形村国保の保険証が転出先でも使用できるようになります。)	使えなくなった保険証・印鑑	
	保険証が破れた・汚れた・なくなったとき		

お問い合わせ 住民課 ☎98-3112

平成31・32年度
競争入札参加資格願の受付について

山形村が発注する建設工事等の競争入札に参加する事業者は、入札参加者としての登録が必要です。希望者は、所定の書式により村に申請してください。

【受付期間】 2月1日(金)～2月28日(木)

詳しくは、山形村公式ホームページをご覧ください。

お問い合わせ 総務課 ☎98-3111

防災だより (237) 松本広域消防局
山形消防署
謹賀新年



新年あけましておめでとうございます

昨年中は消防行政にご理解ご協力を賜りまして、大変感謝しております。

山形消防署職員一同、地元に着した消防署を旨し本年も職務に励んで参りますので、本年も昨年が増して、より一層火災予防にご協力をお願いいたします。

この季節は空気が乾燥し、火災が多く発生します。火災の発生を防ぐためにも次のポイントを押さえ、火災を起こさないよう心掛けましょう。



火の用心

7つのポイント

- 1 家の周りに燃えやすい物を置かない
- 2 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない
- 3 天ぷらを揚げる時はその場を離れない
- 4 風の強い日はたき火をしない
- 5 子供にはマッチやライターで遊ばせない
- 6 電気器具は正しく使いたこ足配線はしない
- 7 ストープには燃えやすい物を近づけない



平成30年度 全国統一防火標語

「忘れてない?」

サイフにスマホに

火の確認」

山形消防署

☎98-4455



掲示板

長野県シニア大学松本学部 生徒募集

生きがいと健康づくり、地域活動を積極的に
行なうため幅広い分野の講座を設けています。

●入学資格 50歳以上で地域活動に意欲のある方

●学習期間 2年間(年16日間通学)

●学習内容 一般教養や実技等

●授業料 年間1万円

※教材費等別途料金

●申し込み

・シニア大学松本学部事務局

・役場保健福祉課(保健福祉センター
いちいの里内)

●お問い合わせ

シニア大学松本学部事務局

☎40-1911

住まいのプロによる空き家・ 建築相談窓口のお知らせ

毎月1回、建築・住宅に関する相談会
を開催します。(要予約・無料)

相談会は、「長野県空き家対策支援協
議会」「長野県建築相談連絡会」が主催
し、一般社団法人長野県建築士会が代表
して相談をお受けします。電話での相談
も受け付けています。相談会の日程・場
所等はお問い合わせください。

●受付時間 午前9時～午後5時

(土日・祝日を除く)

●予約・相談・お問い合わせ

一般社団法人長野県建築士会松筑支部

☎31-3617

借金の返済にお困りの方、 ご相談ください

長野財務事務所では、ローンやクレジ
ットの返済にお悩みの方からの相談を受
け付けています。必要に応じて法律の専
門家を紹介します。相談は無料で、匿名
でも構いません。まずは、ひとりで悩ま
ずお気軽にご相談ください。

●受付 平日 午前8時30分～正午、
午後1時～4時30分

●お問い合わせ

財務省関東財務局長長野財務事務所

多重債務相談窓口

☎026-234-2970

行政書士無料相談会

相続手続、遺言手続、成年後見、農地
の転用手続等の無料相談会を開催します。
事前予約も承ります。

●松本会場

日時 2月16日(土)

午前10時～午後3時

場所 松本市勤労者福祉センター

●安曇野会場

日時 2月14日(木)

午前10時～午後3時

場所 安曇野市役所

●塩尻会場

日時 2月17日(日)

午前10時～午後3時

場所 塩尻市市民交流センター(えん
ぱーく)

●お問い合わせ

長野県行政書士会松本支部

☎33-7166

保育の求人・求職のご相談は 長野県保育士人材バンクへ

「長野県保育士人材バンク」(長野県委
託事業)が村保健福祉センターいちいの
里内、長野県福祉人材センター中信事務
所にできました。保育士資格をお持ちの
方の就職を支援し、求人保育所との橋渡
し役になります。安心して子育てができ
る長野県を目指していきます。

●お問い合わせ

☎070-2622-1255

自衛官募集のお知らせ

陸海空自衛官候補生の募集を次の予定で行ないます。
申し込み方法、試験時間等、詳しくはお問い合わせください。

●応募資格

18歳以上33歳未満の方

●日程等

志願締切日	試験日	会場	試験内容
2月20日(水)	3月2日(土)	松本駐屯地	筆記試験
2月27日(水)	3月9日(土)		面接 身体検査

●お問い合わせ

自衛隊長野地方協力本部 松本地域事務所 ☎36-2787

J2優勝シャーレ&トロフィーがやってくる!! ガンズくんも来るよ☆

松本山雅FCのJ2初優勝記念として、J2の優勝シャーレとトロフィーが各ホームタウンで巡回展示されます。
山形村では、トレセンにおいて以下の日程で展示されますので、この貴重な機会にぜひ間近でご覧ください。

【日程】 2月19日(火)～24日(日)

【時間】 各日午前8時30分～午後10時(19日は午前10時から。24日
は午後6時まで。)

【場所】 農業者トレーニングセンター 1階玄関ホール

☆ガンズくんがお届け!!☆

シャーレ&トロフィーは、19日に山雅マスコットのガンズくんが届け
に来てくれます。

ガンズくんとシャーレ&トロフィーを、山形村のみんなで迎えよう!!

(ガンズくん登場は **2月19日(火)午前10時頃** の予定です) 皆さま
ぜひお越しください。



©松本山雅FC





2月の生活ガイド



YCS 番組表

※都合により番組内容・放送日程が変更になる場合があります。

放送時間		月～土 6時35分、9時、10時、11時……23時まで毎時間 / 日 9時 12時 15時 18時 21時					
日	月	火	水	木	金	土	
27	28	29	30	31	2/1 ウィークエンド 情報局	2 ウィークエンド 情報局 (再)	
3 まるごと 一週間	4 こんにちは 県議会です	5 技の彩	6 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	7 週刊・ニュース アーカイブ	8 ウィークエンド 情報局	9 ウィークエンド 情報局 (再)	
10 まるごと 一週間	11 おすすめ YCSアーカイブ	12 ザ・メイキング	13 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	14 週刊・ニュース アーカイブ	15 ウィークエンド 情報局	16 ウィークエンド 情報局 (再)	
17 まるごと 一週間	18 おすすめ YCSアーカイブ	19 極限の クルマ技術	20 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	21 週刊・ニュース アーカイブ	22 ウィークエンド 情報局	23 ウィークエンド 情報局 (再)	
24 まるごと 一週間	25 国税の窓	26 JA グリーンタイム	27 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	28 週刊・ニュース アーカイブ	3/1	2	

男女共同参画

電話相談のお知らせ

家族のこと、職場や地域での人間関係など。

○女性相談

女性相談員がお聴きします。
火曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時
☎0266-22-8822

○男性相談

男性相談員がお聴きします。
金曜日 午後5時～7時
☎0266-22-7111

長野県男女共同参画センターあいとびあ
お問い合わせ ☎0266-22-5781

第2回 農地・農業なんでも相談会

農業委員、農地利用最適化推進委員による相談会を開催します。どなたでもお気軽にお越しください。

相談したい悩みごと

- ・農業を始めたいが相談先がわからない。
- ・隣の農地の雑草が繁茂しており困っている。
- ・農地の境界が不明で確認したい。
- ・農地を相続したが、耕作できず困っている。
- ・農地を貸したい、借りたい、売りたい。 など

- 日時 2月28日(木) 午後5時～8時
- 場所 役場1階「相談室」
- その他 事前申し込みは必要ありません。
- お問い合わせ 農業委員会事務局 ☎98-5664

村税等納期限

2月25日(月)

固定資産税第4期、国民健康保険税第8期
後期高齢者医療保険料第8期、
介護保険料第8期、上下水道料

口座振替の方は、預金残高を確認して振替ができるように、
また現金納付の方は、お手元の納付書により納め忘れのないよう
にしてください。

※税金、料金等の納付は便利な口座振替をご利用ください。

夜間窓口開設日

2月18日(月)・28日(木)

午後8時まで 出入口：正面玄関

業務内容

- ・戸籍・住民票の謄本及び抄本の発行
- ・印鑑登録、印鑑証明書の発行
- ・税金・各種料金等の納付
- ・所得証明書等の発行
- ・公図閲覧
- ・125cc以下のバイクの登録・廃車
- ・水道開閉栓の届出

行政心配ごと相談

2月21日(木)

時間：午後1時30分～3時30分
会場：保健福祉センター いちいの里
談話室